

小平・村山・大和衛生組合は、民間事業者の有する経営能力、技術力及び運営能力等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」に準じて、実施する。

ここに、同法第 5 条の規定に準じ、本事業に関する組合の実施方針を別紙のとおり定めたので、公表する。

平成 31 年 2 月 20 日

小平・村山・大和衛生組合

管理者 小 林 正 則

（ 仮 称 ） 新 ご み 処 理 施 設
整 備 ・ 運 営 事 業
実 施 方 針

平成 31 年（2019 年）2 月
小平 ・ 村山 ・ 大和衛生組合

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 事業者の募集及び選定の手順	6
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 審査及び選定に関する事項	11
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 基本的考え方	13
2 予想されるリスクと責任分担	13
3 事業の実施状況のモニタリング	13
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1 公共施設等の立地に関する事項	14
2 施設の規模及び配置に関する事項	14
第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	16
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4 その他	17
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	18
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3 その他	18
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報公開及び情報提供	19
3 応募に伴う費用	19
4 実施方針に関する問合せ先	19

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

小平・村山・大和衛生組合 管理者 小林 正則

(4) 事業予定地

東京都小平市中島町2番1号

(5) 事業の目的

小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）は、小平市・東大和市・武蔵村山市（以下「組織市」という。）から発生する可燃ごみ及び不燃・粗大ごみを処理しているが、既存の3号ごみ焼却施設、4・5号ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設（以下、これら3施設を総称して「既存ごみ処理施設」という。）は、いずれも稼働後30年以上経過しており、老朽化による維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大している。また、循環型社会の形成や地球温暖化防止、更に、災害発生時に対する強靱性の確保や防災拠点としての役割など、ごみ処理施設に求められる時代のニーズに十分に対応することが困難になってきている。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、多様化する時代のニーズに対応するとともに、周辺環境に調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

(6) 事業の内容

① 事業概要

本事業は、3号ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を解体撤去し、その跡地に、新たなごみ焼却施設（以下「新ごみ焼却施設」という。）を設計・建設し、運営する。なお、新ごみ焼却施設稼働までの間は、組合において4・5号ごみ焼却施設を稼働させる。また、別事業で建設し、平成32年（2020年）4月1日から稼働を開始する（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設（以下「新不燃・粗大ごみ処理施設」という。）について、平成34年（2022年）4月1日から本事業により運営する。その後、4・5号ごみ焼却施設を解体撤去し、その跡地に、管理棟等を設計・建設する。ただし、管理棟を新ごみ焼却施設と合棟とする場合はこの限りでない。

② 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

組合は新ごみ焼却施設及び新不燃・粗大ごみ処理施設（以下、総称して「新ごみ処理施設」という。）を所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、新ごみ焼却施設の設計・建設業務（既存ごみ処理施設の解体撤去を含む。以下同様とする。）及び新ごみ処理施

設の運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、新ごみ焼却施設の設計・建設及び 3 号及び 4・5 号ごみ焼却施設の解体撤去については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

組合は新ごみ処理施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間の使用を前提として本業務を行うこととする。

③ 契約の形態

組合は、特定事業契約の締結に向け、組合、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を落札者と締結する。

その後、組合は、事業者の本事業の設計・建設及び運営・維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。さらに、組合は、基本契約に基づき、運営・維持管理に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約（以下「運営・維持管理業務委託契約」という。）を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の 3 つの契約をまとめて「特定事業契約」（本事業の事業スキームは、別紙 1 を参照のこと。）という。）

④ 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。設計・建設期間の詳細は、別紙 2 を参照のこと。

事業期間：特定事業契約締結日から約 26 年間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から平成 40 年(2028 年)3 月 31 日までとする。

（新ごみ焼却施設の竣工は、平成 37 年（2025 年）9 月 30 日とする。）

運営・維持管理期間：平成 34 年（2022 年）4 月 1 日から平成 58 年（2046 年）3 月 31 日までとする。

（新不燃・粗大ごみ処理施設の運営・維持管理期間は、平成 34 年（2022 年）4 月 1 日から平成 58 年（2046 年）3 月 31 日までとし、新ごみ焼却施設の運営・維持管理期間は、平成 37 年（2025 年）10 月 1 日から平成 58 年（2046 年）3 月 31 日までとする。）

⑤ 事業スケジュール（予定）

ア 実施方針の公表	平成 31 年（2019 年）2 月 20 日
イ 特定事業の選定の公表	平成 31 年（2019 年）5 月中旬
ウ 入札公告	平成 31 年（2019 年）5 月下旬
エ 提案書提出	平成 31 年（2019 年）10 月下旬
オ 落札者の決定	平成 32 年（2020 年）2 月
カ 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
キ 仮契約の締結	平成 32 年（2020 年）3 月
ク 特定事業契約の締結	平成 32 年（2020 年）5 月
ケ 設計・建設着手	平成 32 年（2020 年）5 月
コ 運営事業者による新不燃・粗大ごみ処理施設の運営開始	平成 34 年（2022 年）4 月 1 日
サ 新ごみ焼却施設の竣工及び引渡し	平成 37 年（2025 年）9 月 30 日
シ 新ごみ焼却施設の供用開始	平成 37 年（2025 年）10 月 1 日
ス 契約終了	平成 58 年（2046 年）3 月 31 日

⑥ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等組合が実施する業務に対して協力する。

ア 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

イ 設計・建設業務

- (ア) 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- (イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、新ごみ焼却施設の建設工事、既存ごみ焼却施設の稼働又は解体撤去、新不燃・粗大ごみ処理施設の稼働が錯綜することから、それぞれに支障を及ぼさないよう配慮して実施すること。
- (ウ) 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示すこととする。
- (エ) 既存ごみ処理施設の解体及び新ごみ焼却施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、新ごみ焼却施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

ウ 運営・維持管理業務（運営事業者の業務範囲のイメージは、別紙３を参照のこと。）

- (ア) 運営事業者は、組合と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- (イ) 運営事業者は、新ごみ処理施設に直接搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを計量し、組織市規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、組合へ引き渡すものとする。
- (ウ) 運営事業者は、新ごみ焼却施設を運転することにより発生する余熱を利用して、発電、こもれびの足湯への温水供給及び場内熱利用を行う。発電電力は、新ごみ処理施設及びこもれびの足湯の電力を賄うとともに、余剰電力は、電気事業者へ売電を行う。余剰電力に係る収入については、組合の収入とする。
- (エ) 運営事業者は、新ごみ焼却施設を運転することにより発生した主灰、飛灰を場内にて保管・貯留し、搬出車に積込作業を行うとともに、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設へ搬出する。
- (オ) 運営事業者は、新ごみ処理施設において回収される小型家電、鉄、アルミ等及び発生した処理不適物等について、場内にて保管・貯留し、組合が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- (カ) 運営事業者は、新ごみ処理施設の見学希望者等について適切な対応を行う。

⑦ 組合が実施する業務範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

本事業を実施するための用地は、組合が確保する。

イ 環境影響評価の実施

環境影響評価手続きは、組合が実施する。

なお、事業者は、「環境影響評価」の内容を遵守すること。

ウ 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入は、組合（組合を組織する市を含む。）が行う。

エ 資源物の資源化

新ごみ処理施設から回収された小型家電、鉄、アルミ等の資源物の資源化は、組合が行う。なお、収集車両への積み込みは事業者が行う。また、資源物の売却収入は、組合の収入とし、再資源化費用が生じる場合は、組合の負担とする。

オ 処理不適物の最終処分等

新ごみ処理施設から回収された処理不適物の最終処分又は資源化は、組合が行う。なお、収集車両への積み込みは事業者が行う。また、最終処分又は資源化により生じる費用は、組合の負担とし、売却収入が生じる場合は組合の収入とする。

カ 本事業のモニタリング

組合は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

キ 住民への対応

組合は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

ク 施設見学者への対応

組合は、一般見学者を除く行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者と連携して行う。

ケ その他

組合は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

⑧ 事業者の収入（組合からの支払分）

ア 設計・建設業務に係る対価

組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

イ 新ごみ焼却施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、新ごみ焼却施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量及び主灰等搬出量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

ウ 新不燃・粗大ごみ処理施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、新不燃・粗大ごみ処理施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

⑨ 法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

組合は、次の考え方・手順に従い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業をDBO方式にて実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期

待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

組合は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
平成31年（2019年）2月20日（水）	実施方針の公表
平成31年（2019年）2月21日（木） ～3月7日（木）	実施方針に関する質問の受付
平成31年（2019年）4月4日（木）	実施方針に関する質問の回答
平成31年（2019年）5月中旬	特定事業の選定・公表
平成31年（2019年）5月下旬	入札公告
平成31年（2019年）5月下旬	入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案））の公表
平成31年（2019年）6月	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
平成31年（2019年）7月	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
平成31年（2019年）7月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
平成31年（2019年）7月	資格審査結果の通知
平成31年（2019年）8月	対面的対話の実施
平成31年（2019年）8月	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
平成31年（2019年）9月	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
平成31年（2019年）9月	入札説明書等に関する質問回答（第2回）
平成31年（2019年）10月	入札書及び技術提案書の受付
平成32年（2020年）1月	技術提案書類に関するヒアリング、審査、開札
平成32年（2020年）2月	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
平成32年（2020年）2月	基本協定締結
平成32年（2020年）3月	特定事業契約仮契約締結
平成32年（2020年）5月	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

① 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成31年（2019年）2月21日（木）から平成31年（2019年）3月7日（木）午後5時まで

イ 提出方法等

(ア) 提出先

小平・村山・大和衛生組合 計画課

(イ) 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。提出の際、電子メールの件名を「実施方針に関する質問」と記載する。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

(ウ) 電子メールアドレス

info@kmy-eiseikumiai.jp

ウ 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、平成31年（2019年）4月4日（木）に組合のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

② 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、平成31年（2019年）5月中旬に公表する。

③ 入札公告及び入札説明書等の公表

組合は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、平成31年（2019年）5月に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書を組合のホームページにて公表する。

④ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、方法等については入札説明書等に示す。

⑤ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

⑥ 対面的対話の実施

組合は、本事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑦ 入札書及び技術提案書の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書を平成31年（2019年）10月下旬に受け付ける。技術提案書の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札書及び技術提案書の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑧ 落札者の決定及び公表

入札書及び技術提案書については、小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。これを踏まえて、組合は、

事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、組合のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

組合は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。この協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立し、組合は、建設工事請負契約を建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と平成 32 年（2020 年）5 月に締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- ② 設計・建設業務において、組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。
- ③ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- ④ 入札参加者は、「本章 3（2）① イ 新ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、組合がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- ⑦ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑧ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の①及び②の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、各項の要件に示す実績は、入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

① 新ごみ処理施設関連

ア 新ごみ焼却施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

新ごみ焼却施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 新ごみ焼却施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (エ) 参加表明書の提出期限日において、組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- (オ) ダイオキシン類対策特別措置法に適合した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

イ 新ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

新ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 新ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (ウ) プラント建設企業にあつては、参加表明書の提出期限日において、組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- (エ) 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の受注実績を元請として有すること。
 - a ダイオキシン類対策特別措置法に適合したストーカ式及び流動床式のいずれか本事業にて提案する方式と同じ焼却処理方式において、ボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（100t/日・炉以上、複数炉構成）。
 - b PFI方式又はDBO方式にて発注され、1年以上の稼働実績を有する全連続燃焼式焼却施設又はガス化熔融施設。

ウ 新ごみ処理施設の運営・維持管理を行う者の要件

新ごみ処理施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績を1年以上有すること。ただし、a、bは異なる施設の実績でも可とする。
 - a ストーカ式及び流動床式のいずれか本事業にて提案する方式と同じ焼却処理方式において、ボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（100t/日・炉以上、複数炉構成）
 - b リサイクル施設（10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設（当該施設の処理対象物に含むことで可。））
- (イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

- a ストーカ式及び流動床式のいずれか本事業にて提案する方式と同じ焼却処理方式において、ボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（100t/日・炉以上、複数炉構成）

エ 主灰及び飛灰の運搬を行う者の要件

主灰及び飛灰の運搬を行う者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 本業務を実施するために必要な資格を取得していること。

② 既存ごみ処理施設の解体撤去関連

ア 既存ごみ処理施設の解体撤去を行う者の要件

既存ごみ処理施設の解体撤去を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 既存ごみ処理施設の解体工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (イ) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 組合の最新の建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者。
- ③ 組合又は組織市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ⑨ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑩ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑪ 組合が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合が本事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

(4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、組合が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、組合と協議の上、組合がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- ④ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、組合は、落札者と特定事業契約を締結しない。この場合において、組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ① 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、組織市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で新ごみ処理施設内に設置することを認めるものとする。
- ② 運営事業者の目的は、本事業の運営・維持管理業務を実施することのみであること。
- ③ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- ④ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審議会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者で構成する、小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審議会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。組合は、審議会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

組合は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として別紙4に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する施設の設計・建設及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、組合は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

(1) 所在地 東京都小平市中島町2番1号

(2) 敷地面積（事業用地面積） 約 19,790m²

① 焼却エリア 約 16,100m²

② 不燃エリア 約 3,690m²

各工区分けは、別紙5を参照のこと。

(3) 都市計画事項

- ① 都市計画施設 「小平都市計画 ごみ焼却場 第1号 小平・村山・大和衛生組合
ごみ 焼却場」として、都市計画決定済み。面積：約 2.0ha
- ② 都市計画区域 市街化区域
- ③ 用途地域 準工業地域
- ④ 防火地区 準防火地域
- ⑤ 風致地区 小平市風致地区条例による規制（玉川上水流心から30m以内が
風致地区）
- ⑥ 高度地区・高さの制限 第2種高度地区、風致地区内は15m以下
- ⑦ 建ぺい率 60%以内、風致地区内は40%以内
- ⑧ 容積率 200%以内
- ⑨ 日影規制 敷地境界線からの水平距離5mを超え10m以内
3時間以上
敷地境界線からの水平距離10mを超える範囲
2時間以上
測定水平面高さ1.5m
- ⑩ 緑地率 「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑
化基準
- ⑪ 景観 東京都景観条例による玉川上水景観基本軸（玉川上水流心から
両側100mの範囲）に基づく景観要素の規制
- ⑫ 下水道計画区域 区域内（合流式）
- ⑬ 壁面後退 風致地区内は隣地から1.5m以上
- ⑭ その他 電波法第102条の2の規定に基づく「伝搬障害防止区域」には
該当しない。

2 施設の規模及び配置に関する事項

(1) 新設する施設

施設の種類	概 要	
新ごみ焼却施設	処理対象物	可燃ごみ、新不燃・粗大ごみ処理施設からの破碎残渣
	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式又は流動床式）
	処理能力	236t/日（118t/日×2炉）

(2) 運営・維持管理業務対象施設

運営・維持管理業務対象施設は、(1)の新ごみ焼却施設に加え、以下の施設を対象とする。

施設の種類	概 要	
新不燃・粗大ごみ処理施設	処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
	処理方式	破碎・選別
	処理能力	28t/日 (5 時間) 5.6 t /時間

(3) 解体撤去する主な施設

施設名称	当初建設年度	改修・増築年度	施設規模
3 号ごみ焼却施設	昭和 48 年度(1973 年度) ～昭和 49 年度(1974 年度)	平成元年度(1989 年度)～ 平成 2 年度(1990 年度) 平成 15 年(2003 年)排ガス高度処理	150t/日×1 基
4・5 号ごみ焼却施設	昭和 59 年度(1984 年度) ～昭和 61 年度(1986 年度)	平成 15 年(2003 年)排ガス高度処理	105t/日×2 基
粗大ごみ処理施設	昭和 49 年度(1974 年度)	平成 9 年度(1997 年度)	75t/日(5h 運転)

なお、配置については、別紙 6 に施設配置図（案）を示す。

第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所立川支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ組合議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

小平・村山・大和衛生組合情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、組合のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担	当	課	:	小平・村山・大和衛生組合	計画課
			:	〒187-0033	東京都小平市中島町2番1号
T	E	L	:	042 (341) 4345	
F	A	X	:	042 (343) 5374	
電 子 メ ー ル			:	info@kmy-eiseikumiai.jp	
ホ ー ム ペ ー ジ			:	http://www.kmy-eiseikumiai.jp/	

用語集

用 語	定 義
DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運転・維持管理を民間事業者者に包括的に委託する事業方式をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
受入対象物	組織市内から排出され、新ごみ焼却施設及び新不燃・粗大ごみ処理施設に組合の委託業者、許可業 1 を総称して又は個別にいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、の運営・維持管理(運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。)に係る業務をいう。
運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る組合と運営事業者との間で締結される(仮称)新ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約書(案)	入札公告時に公表する「(仮称)新ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社(SPC:Special Purpose Company)であり、本件施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
既存ごみ処理施設	解体撤去対象となる不燃・粗大ごみ処理施設、3 号ごみ焼却施設、4・5 号ごみ焼却施設を総称して又は個別にいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る組合と落札者の間で締結される(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書(案)	入札公告時に公表する「(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書(案)」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書(案)	入札公告時に公表する「(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書(案)」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
組合	小平・村山・大和衛生組合をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る組合と建設事業者との間で締結される(仮称)新ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「(仮称)新ごみ処理施設建設工事請負契約書(案)」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
公共施設等	PFI 法にて規定する次の施設(設備を含む。)をいう。①道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設、②庁舎、宿舍等の公用施設、③賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設、④情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設、⑤船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)、⑥①から⑤に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
事業期間	特定事業契約を締結した日から、運営・維持管理業務が終了する日までをいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
主灰	ストーカ方式において、焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
主灰等	主灰及び飛灰を総称して又は個別にいう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物を除いたものを総称していう。
処理不適物	焼却処理及び資源化に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。

用 語	定 義
新ごみ焼却施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ及び新不燃・粗大ごみ処理施設からの破碎残渣を処理対象物として焼却処理するための可燃ごみ等処理施設の総称とし、本事業において整備した施設、設備のすべてを含めていう。
新ごみ処理施設	新ごみ焼却施設と新不燃・粗大ごみ処理施設を総称して又は個別にいう。
新不燃・粗大ごみ処理施設	新ごみ処理施設のうち不燃ごみ及び粗大ごみを処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備を有する施設を総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務（不燃・粗大ごみ処理施設、3号ごみ焼却施設、4・5号ごみ焼却施設の解体撤去を含む。）をいう。
組織市	小平市、東大和市、武蔵村山市をいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業	公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものとして、PFI法にて規定する事業及びそれに準ずる事業をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
飛灰	新ごみ焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん並びにボイラー、空気予熱器及び減温塔等で捕集されたばいじんをいう。
本事業	組合が実施する（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本実施方針	「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針」をいう。実施方針は、本事業の実施に係る方針を広く世の中に知らしめるために公表するためのものであり、民間事業者の募集や選定に関する事項、責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項等を定めたものである。
要求水準書	入札公告時に公表する「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「（仮称）新ごみ処理1施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

平成 31 年（2019 年） 月 日

小平・村山・大和衛生組合 管理者 小林 正則 あて

実施方針に関する質問・意見書

「(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例 1	1	第 1 章	1	(1)	事業の目的		

(2) 実施方針に対する意見

						総意見数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例 1	1	第 1 章	1	(5)	事業の目的		

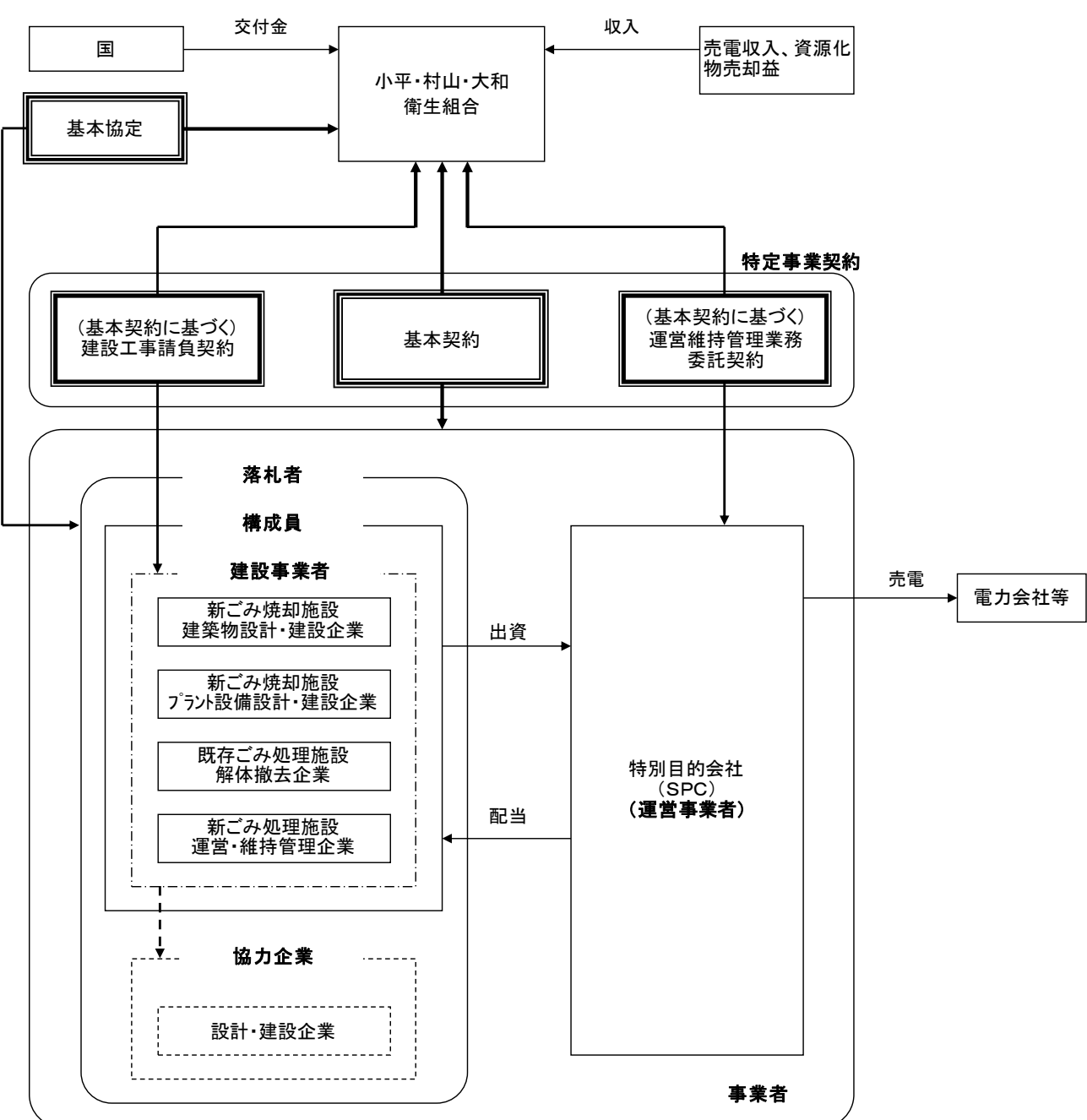
※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-Excel データは、小平・村山・大和衛生組合ホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <http://www.kmy-eiseikumiai.jp/>

別紙1 本事業の事業スキーム（例）

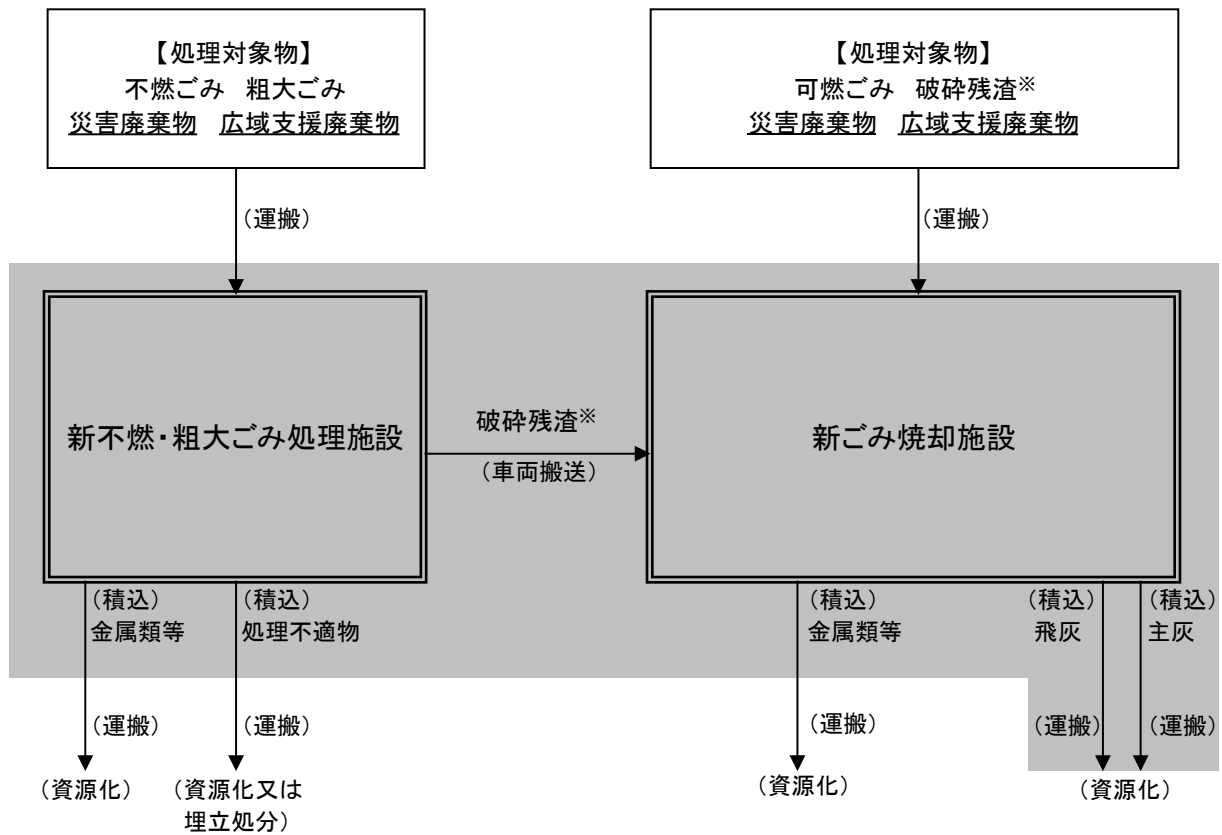


※ 組合、運営事業者、主灰等運搬事業者は、3者契約等を締結することを予定している。

別紙2 本事業の事業スケジュール

年度	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)	平成36 (2024)	平成37 (2025)	平成38 (2026)	平成39 (2027)	平成40 (2028)	～	平成57 (2045)
ごみ焼却施設稼働											
3号ごみ焼却施設	●	●									
4・5号ごみ焼却施設						●					
本施設の設計・建設業務											
既存粗大ごみ処理施設等の解体	■	■									
仮設計量棟等の設置	■	■									
3号ごみ焼却施設等の解体		■	●								
3号ごみ焼却施設 残置廃棄物の撤去（別途工事）		▽	▽								
新ごみ焼却施設の建設			▽	■	■	●					
4・5号ごみ焼却施設等の解体						■	■				
4・5号ごみ焼却施設 残置廃棄物の撤去（別途工事）						▽	▽				
管理棟の建設								■	■		
解体、建設に係る各種調査、対策 （土壌、アスベスト、PCB関連）	■	■	■			■	■				
新ごみ焼却施設の稼働						■	■	■	■	■	■
運営・維持管理に係る業務											
新ごみ焼却施設の運営・維持管理											
新不燃・粗大ごみ処理施設の運営・維持管理											
環境影響評価に係る事後調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

別紙3 運営事業者の業務範囲のイメージ



■で示す範囲は、運営事業者の業務範囲を示す。
 処理対象物のうち下線で示すものは、非定常的に発生することを示す。

※破碎残渣は、新不燃・粗大ごみ処理施設から新ごみ焼却施設に車両搬送し、新ごみ焼却施設にて処理する。
 ただし、新ごみ焼却施設が稼働するまでの間は、組合が民間事業者へ搬出し、資源化等を行う。この期間運搬は組合所掌とするが、運搬車両への積み込みは運営事業者の業務範囲とする。

別紙 4 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、見積仕様書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等 ^{注1}	○	○
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{注1}	○	○
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	新ごみ処理施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
設計段階	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△
	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○
	施設損傷リスク	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
運営段階	支払い遅延・不能リスク	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費増大リスク	組合の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営・維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷リスク	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	売電収入変動リスク	ごみ量、ごみ質の変動に伴う売電収入の減少 ^{注6}	○	△
		電力会社の売電単価変更による売電収入の変動	○	
		事業者の事由による売電収入の変動		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

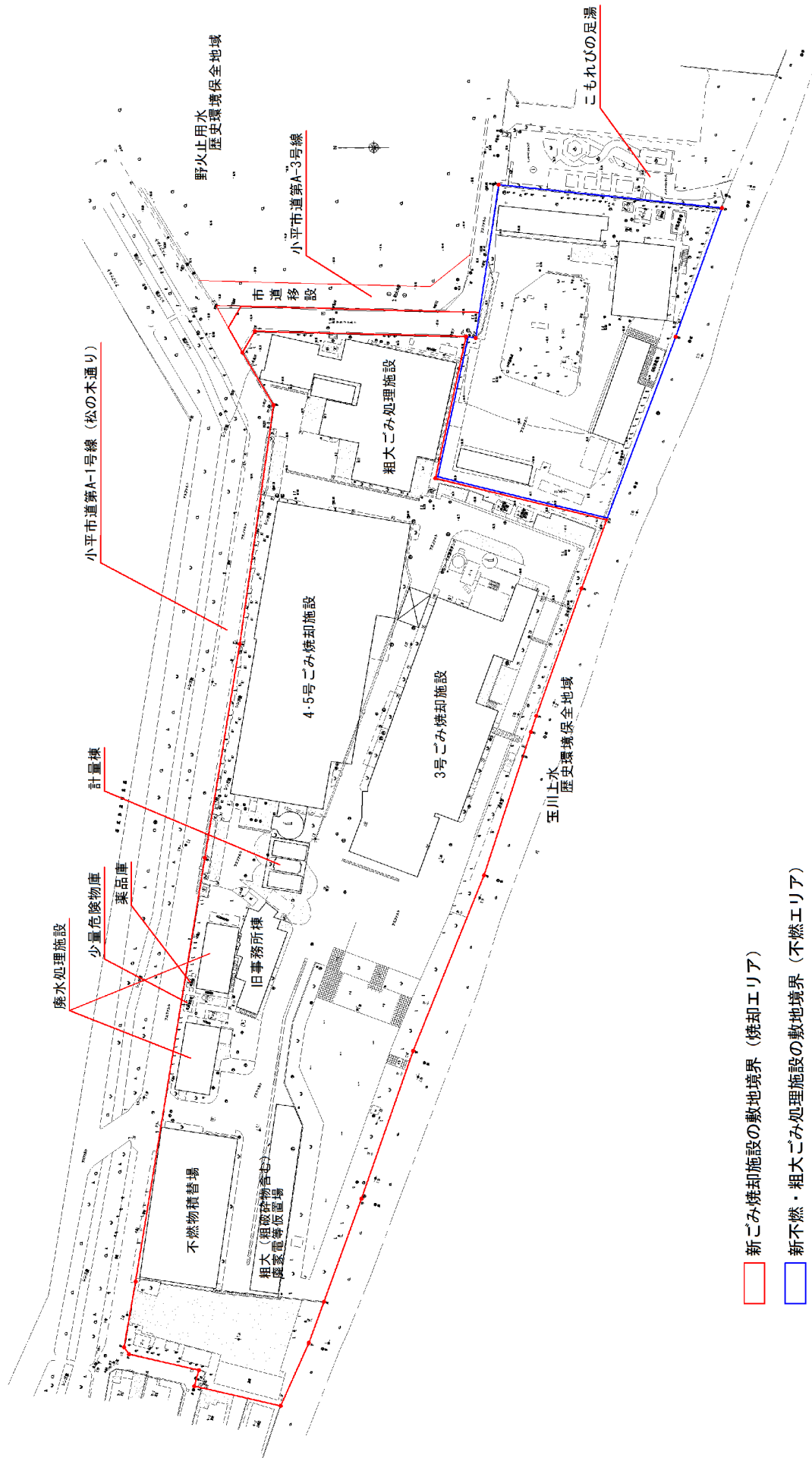
注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。

注6) 計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書(案)等において示す。



新ごみ焼却施設の敷地境界 (焼却エリア)

新不燃・粗大ごみ処理施設の敷地境界 (不燃エリア)

別紙 6 施設配置図 (参考)

